

呉市発注工事における主任技術者等の適正配置及び
兼務に関する確認方法の改定について（通知）

建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者、監理技術者並びに現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の適正配置について、令和7年2月1日から別紙「呉市発注工事における主任技術者等の適正配置について」のとおり取り扱います。

これに伴い、主任技術者等の兼務に関する兼務要件を次のとおり改定しますので、適切な取り扱いをお願いします。

1 主任技術者等の配置及び兼務要件の改定内容

【改定前】

[]内の金額は、建築一式工事を示す

主任技術者		現場代理人	
設計金額（税込）	兼務制限	請負代金額（税込）	兼務制限
9,000 万円以上	兼務不可	9,000 万円以上	兼務不可
9,000 万円未満 4,000 万円以上 [8,000 万円以上]	兼務不可 【災害緩和】	9,000 万円未満 4,000 万円以上 [8,000 万円以上]	兼務不可 【災害緩和】
4,000 万円未満 [8,000 万円未満]	3 件以内 【災害緩和】	4,000 万円未満 [8,000 万円未満]	3 件以内 ※要件あり 【災害緩和】

※現場代理人の兼務要件

- 1 携帯電話等で常に連絡が取れるなど発注者との連絡体制の確保及び適切な対応が可能なこと
- 2 呉市内の公共工事の請負代金額が 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）未満であること
- 3 兼務する公共工事が呉市発注工事以外の場合は兼務する工事の発注者の承認を証する書面の写しを提出できること。

【改定後】

[]内の金額は、建築一式工事を示す

主任技術者		現場代理人	
設計金額（税込）	兼務制限	請負代金額（税込）	兼務制限
1 億円以上 [2 億円以上]	兼務不可	1 億円以上 [2 億円以上]	兼務不可
1 億円未満 4,500 万円以上 2 億円未満 9000 万円以上	専任配置 ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号に該当する場合は 2 件まで可 【災害緩和】 3 件以内 災害復旧工事を含む場合に限る。（通常工事は 1 件のみとする。ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号に該当する場合は 2 件まで可） ※要件 2 を満たす場合に限る	1 億円未満 4,500 万円以上 2 億円未満 9000 万円以上	兼務不可 【災害緩和】 3 件以内 災害復旧工事を含む場合に限る。（通常工事は 1 件のみとする） ※要件 1、2 を満たす場合に限る
4,500 万円未満 [9,000 万円未満]	3 件以内 【災害緩和】 3 件以内 災害復旧工事は、件数としてカウントしない。ただし、4,500 万円以上の工事を兼務する場合のみ、件数としてカウントする。	4,500 万円未満 [9,000 万円未満]	3 件以内 ※要件 1 を満たす場合に限る 【災害緩和】 3 件以内 災害復旧工事は、件数としてカウントしない。ただし、4,500 万円以上の工事を兼務する場合のみ、件数としてカウントする。 ※要件 1 を満たす場合に限る

【留意事項】

- ・建設業法第26条第3項第1号に規定による専任配置の特例により兼務できる要件については、監理技術者制度運用マニュアルに準じるものとする。
- ・兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。
- ・主任技術者における設計金額の〔 〕内の金額は、建築一式工事の場合を示す。
- ・兼務の条件及び手続きについては、入札公告、共通仕様書、特記仕様書を確認すること。

※要件1

- ・監督員と携帯電話で常に連絡が取れるなど、発注者との連絡体制を確保し、監督員の求めにより速やかに工事現場に向かうなどの適切な対応が可能なこと。
- ・呉市内の公共工事の請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。
ただし、災害復旧工事を含む場合は、1億円未満であること。
- ・兼務する公共工事が呉市発注工事以外の場合は、兼務する工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

※要件2

- ・兼務する工事と密接な関係があり、兼務する全ての工事箇所の間隔が15km程度以内であること。
- ・密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む。）をいう（監理技術者を除く）。
- ・兼務の申請に際して、施工にあたり相互に調整を要する工事として兼務を申請する場合は、資材の調達先、下請けの予定を明らかにできること。
- ・既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。
（発注者が呉市以外の場合のみ）

2 「技術者兼務届」について

建設業法第26条第3項第1号の規程により技術者を兼務する場合は、「技術者兼務届」を工事担当課へ提出してください。

3 適用

令和7年2月1日適用